

日本生命科学アカデミー会則

昭和 62 年 10 月 19 日制定

平成 7 年 4 月 18 日一部改正

平成 18 年 4 月 10 日一部改正

平成 29 年 4 月 13 日一部改正

1 総則

(名称)

(1) 本会は、日本生命科学アカデミーと称する。

本会の英文名は、Japan Academy of Life Science (略称 JALS) とする。

(事務所)

(2) 本会は、事務所を原則として東京に置く。

(地方支部、専門部会及び委員会)

(3) 本会は、地方支部、専門部会及び委員会を設けることができる。

2 目的及び事業

(目的)

(4) 本会は、広く学会、医療機関及び国の機関等において、生命科学に関し、著しく貢献した広範な識見を持つ指導的人材によって結成され、上記の分野におけるわが国独自の創造性豊かな発展とその推進を図ることを目的とする。

(事業)

(5) 本会は、前条の目的を達成するため、次の事柄に関連する事業を行う。

- ① 創造的研究の萌芽の探索、評価等により、先見性、創造性のある研究の推進
- ② 直面している具体的問題の総合的把握とその解決
- ③ 国際交流
- ④ その他本会の目的を達成するために必要な事業

3 会員及び会費

(会員)

(6) 本会の会員は、正会員、賛助会員及び客員会員とする。

- ① 正会員は、生命科学において学術上功績顕著な科学者の中から理事会の議を経て総会で選ばれる。
- ② 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業を後援する個人、法人又は団体の中から総会で選ばれる。
- ③ 客員会員は、日本国民以外の者で正会員と同等の資格を有する者の中から総会で選ばれる。

(会費)

(7) 正会員は、総会において決定した会費を当該年度の開始後 30 日以内に支払わなければならない。

4 役員、名誉会長及び顧問

(役員)

(8) 本会には、次の役員を置く。

- ① 理事 10名以上35名以内
うち会長1名、副会長7名以内
- ② 監事 2名

(役員を選任)

(9) 役員は総会において正会員から選任する。

(会長、副会長の選任)

(10) 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

(会長)

(11) 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって副会長がその職務を代行する。

(理事)

(12) 理事は、理事会を組織し、本会則に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事務を議決し執行する。

(監事)

(13) 監事は、民法59条に準ずる業務を行い、理事会に出席できるものとする。

(任期)

(14) 役員は任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長)

(15) 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
名誉会長は、理事会の推薦により、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(顧問)

(16) 本会に顧問を若干名置くことができる。顧問は、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。

顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会長の求めに応じて会議に出席し意見を述べるができる。

5 会議

(総会)

(17) 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。

総会の招集にあたっては、少なくともその14日以前に会議に付議すべき事項等を通知しなければならない。ただし、臨時総会を招集するときは、前項の通知期限を、5日以前まで短縮することができる。

(定足数)

(18) 総会は、正会員の5分の1以上が出席しなければ開催することができない。ただし、付議すべき

事項についてあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(総会議決)

(19) 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(通常総会)

(20) 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。

(臨時総会)

(21) 臨時総会は、会長が必要と認めたときはいつでも招集することができる。また、正会員の3分の1以上からあらかじめ会議の事項を示して総会の招集を請求された場合には招集しなければならない。

(理事会)

(22) 理事会は、会長が招集する。

理事会の議長は会長とする。

6 資産及び会計

本会の決算は、会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、財産目録、事業報告書及び収支決算書並びに会員異動状況書とともに、監事の意見を付して、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

7 会則の変更並びに解散

本会則の変更及び本会の解散をしようとするときは、理事会及び総会においてそれぞれ出席者の4分の3以上賛成を得なければならない。

8 付 則

本会の施行についての細則は、理事会の議決を得て別に定める。